

- 一、昭和七年十月二十一日會社規定版上修給を圖定給料と
なし給料に含む形合制度を敷止、
イ 運轉手給料額は一ヶ月六十圓以上とす
ロ 男車掌は一ヶ月十圓以上とす但し入社三ヶ月未満の者
は五圓以上とす
ハ 女車掌は日給八拾圓以上とす
- 二、就業時間は九時間以内とす
イ 早出、午前六時より午後三時迄
通出、午前七時より午後四時迄
ロ 早出、午後三時より午後十一時迄
通出、午後四時より午後十二時迄
- 三、監督者を運轉手より二名選出すること
- 四、食事時間を三十分與へ車庫内に食事場所を設備するこ
と

- 五、會社の指定せる補料を給參圖以内とす但し下積金は各
人勝手
 - 六、車輛は運轉上不完全なる箇所は充分に修理すること
 - 七、一車輛に對し二名の責任運轉手及一名の責任男車掌を
定め車輛の手入及修理を責任を以てなす事
 - 八、給料日を確定し給料日には滞りなく支拂ふ事
 - 九、此度の争議に對し絕對犧牲者を出さざる事
 - 一〇、公休日を一ヶ月二日間運轉手車掌共與へる事
 - 一一、争議中の日数は出勤したるものとす
 - 一二、争議中の費用金額負擔
- 2、會社側の態度
- 内社は使用自動車數二十九臺を有するが事務用車七の七
臺を兼顧に所有者九名（一臺至七臺）の持寄りにして資
面株式会社として社長は宮原六三郎なるも會社經營の責